

平成21年度 第1回芦屋市地域福祉推進協議会会議録（要旨）

日 時	平成22年3月19日（金）午後1時30分～午後3時30分
会 場	消防庁舎3階多目的ホール
出 席 者	出 席 会長 牧里每治 委員 堀 晃二, 宮崎 睦雄, 多田羅 猛, 中野 久美子 委員 加納 多恵子, 長田 貴, 高橋 順子, 堺 執, 仁木 義尚 委員 森川 太一郎, 藤井 清, 平田 きよえ, 藤川 真実 委員 上月 敏子, 梶田 忠夫 欠 席 委員 仁科 睦美, 金山 良男, 福島 貴美, 磯森 健二 (敬称略) 事務局 藤原地域福祉課長, 西岡地域福祉課主査 社会福祉協議会 里村 喜好, 津田 和輝, 三谷 百香
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍 聴 者 数	4人

1 開会

市長あいさつ

2 委嘱状, 任命書交付

3 委員紹介

4 会長・副会長選出

(藤原課長) 芦屋市地域福祉推進協議会要綱の第5条第1項におきまして、「協議会に会長及び副会長を置く」となっており、第2項では、「会長及び副会長は委員の互選により定める」となっております。

また、第6条で「会議は、会長が招集し、その議長となる事」、第2項におきましては「委員の過半数の出席がなければ会議が開く事ができない」となっております。

本日は、20名の委員のうち、16名の委員にご出席いただいておりますので、この会議は成立しております。

協議会の議事につきましては、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによると第3項で定めております。

また、この会議は、芦屋市情報公開条例第19条におきまして原則公開となっております。本日、傍聴のご希望があり4名の方が来られていますのでご了解ください。

なお、会議録の作成のため録音をさせていただきますので、この点につきましても、ご了解ください。

会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくお願い致します。

会長及び副会長の選出でございますが、芦屋市地域福祉推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、互選により会長及び副会長を定めるとなっております。

いかがいたしましょうか。

事務局一任というお声をいただきましたがいかがでしょうか？

ありがとうございます。では事務局案ということでご提案させていただきます。

では、牧里委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

(藤原課長)

ありがとうございます。では、牧里委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。では、会長に副会長をご推薦いただければと思います。

(牧里会長) 地域の方に副会長をお願いしたいのですが。

(堀委員) 芦屋市商工会の藤井委員を推薦いたします。

(藤原課長) 藤井委員いかがでしょうか？

(藤井委員) お受けいたします。

(藤原課長) 会長は、牧里委員、副会長は藤井委員に決定しました。よろしくをお願いします。

それでは、会議開催にあたりまして会長からご挨拶申し上げます。

(牧里会長) 一言、ご挨拶を申し上げます。地域福祉という取組みは 2000 年の社会福祉法が改定

されまして、計画については、それ以後策定したらいいだろうということで、義務的なものではないですが、社会福祉法に市町村が実質計画を立てて市町村の福祉を推進しなさいと書かれております。かれこれ 10 年経ちますが、全国の市町村で合併がありましたから、いろいろ変わってきたんですが、まだ 4 割しか策定していません。6 割は作っていないのです。こういうところはどのようになっているのかと疑問の点も多いのですが、実は地域福祉計画は、国から補助がないのです。それぞれ自腹でやりなさいということで、やる気がないとできない。計画ができないと地域福祉の事業はないということですね。行政は別に責任を持たなくていい、市民の皆さんの努力でカバーしないとイケない。また、地域の人が一生涯懸命になっているところはいいのですが、とにかく行政が責任を持って推進するということがなければ先に進まないのですね。そういうことを想像していただければ 6 割がどういう市町村かということがわかると思います。逆に 4 割の中に芦屋市は入っています。市民の熱意と行政のやる気がなんとかミックスして一歩二歩前進している。それだけでもこういう計画を、お作りになってセンターという形になってまいりましたし、さらには後でご説明があるかもしれませんが、こういう地域福祉を進めていくためにこれまでの民生委員さんとか施設の関係者とか行政だけでなく、通常の事業所さんといっしょになって福祉の問題をとらまえていこうという取組みが去年から始まりました。「安心生活創造事業」という、全国で 50 箇所しかないのですが、手を上げて採択されない市町村もありました。芦屋市はみごとに採択されました。これも皆さんの熱意と行政の思いが実ったのではないかと、逆にキチッとモデルになって示せない、後で恥をかくのは、私たち市民と行政です。ですのでしっかりやっていかないとイケませんが、私は専門的立場から皆さんの思いをできるだけ形にできるように無い知恵を絞って助言したり方向を定めたりとかしかできませんけども、これも皆さんの豊かな経験と知識と、最後にやる気、これを結集した上で、いい物になるのではないかと。私はただお手伝いさせていただくというだけだと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。簡単ですけども挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

(藤井委員) 私は、3 年前にこの消防局を退職いたしまして、実はここには一度も入ったことがなく古い庁舎で退職させていただきました。今日は久しぶりに消防署に來させていただきます。そして副会長という大役を担いまして商工会の事務局がこの福祉問題と、どのように

関係していけるのか非常に不安です。会長さんから、皆さんの熱意でといわれました。どうか本当に皆さんの熱意ですばらしい協議会の推進委員になれたらと思っております。一生懸命頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤原課長) ありがとうございます。次の議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

#### <資料の確認>

- ① レジюмеと名簿,
  - ② 芦屋市地域福祉推進協議会設置要綱
  - ③ 地域福祉推進協議会（地域発信型ネットワーク）イメージ図
  - ④ 地域福祉推進協議会（地域発信型ネットワーク）各会議の目的と構成団体別件で「安心生活見まもり事業」
- 以上、皆様お持ちのようですので、会長に議事進行をよろしく願います。

### 5 「地域ケア協議会から地域福祉推進協議会へ」について

事務局から説明

### 6 意見交換

(牧里会長) 事務局から説明がありましたが、何か質問とかご意見など何かありましたら、どうぞ。

(堺委員) 設置要綱(案)をみていて、説明を受けておりましたらお年寄りについてはよくわかりますが、そこへ児童問題とか権利問題が入っているとおっしゃいましたので、この要綱の中で、それがどこに現れているかということになるのですが、もし願うなら児童とか教育の問題をどこかにいれられたらいいなと思っています。芦屋らしいことをしようと思うなら児童問題とか教育問題を入れてはどうでしょうか。

(牧里会長) これについて何か意見はありますか。まとめていただいて事務局の考えを教えてくださいなのですが、他にご意見はありますか。今堺委員から、ネットワークの図の中に児童に対する問題とか教育の問題については入っていないんじゃないかという、鋭いご指摘をいただきました。

他に何かご質問等ありませんか。無ければ今のご指摘に対して回答していただきましょうか。

(藤原課長) 重要なお意見ありがとうございます。児童と教育について入っていないんじゃないかというご指摘でしたが、「教育」についての文言が入っていない部分があるのですが、実はネットワークの充実の中に隠れていると解釈していただければありがたいなというところでは。

(牧里会長) 市町村によっては、市長部局と教育委員会がうまく行っているところと、しっかりいってないところがございます。教育がでてないということは教育委員会と一体化しているととれますし、又、気をつかってあんまり領域審判を侵さないようにと、このあたりはどうなのでしょう。

(藤原課長) うまくいってないとかではありません。現実にもども課が児童の関係で連絡会を設けていますが、その中に、もちろん教育委員会から先生も参加していただきましてご意見いただいております。

(牧里会長) 主旨を汲んでくださいということですね。他にはどうですか。遠慮なくどんどん言ってくださいね。

(長田委員) 先ほどの話で、ネットワークの充実に含まれているということですが、その説明がなければわからない。ですから非常に他職種とか地域の方々とかネットワークを構築していくという中においては、こういう文言であるとかあるいは言葉の意味・理解ですよ、共有化というのは大事ですよ。ですので、できれば、適切な位置に明文化されるのがいいのではと思います。

(牧里会長) もうちょっと説明がいるということですね。

(長田委員) これをみた段階で明記されているのが保健医療・福祉の課題という中にたぶん入ってくるのですが、児童あるいは教育の範囲を明記された方が、共有がしやすいし共通の認識がしやすいのではないかと、とそういう意味です。

(藤原課長) 内部でもう一度検討させていただきまして、要綱を検討させていただきます。

(牧里会長) それについてはもう一度見せてもらえるのですか。

(藤原課長) 要綱の中の委員のところは芦屋市高齢者権利擁護委員会となっておりますが、まだ権利擁護委員会が発足しておりませんので、この4月に高齢者という言葉がとれて権利擁護委員会になるという流れがございます。したがって、この要綱を訂正する必要があります。今ご意見をいただきました教育についても合わせて、要綱の改正も視野に入れて検討させていただきたいと思っております。

(牧里会長) 要綱とは行政の公文書ですから、書いてなかったらなくていいじゃないかという人もいます。そういう意味では教育委員会の人も委員として入ってもらっているのだし、やりやすいやり方でやればいいんじゃないかと。よろしくお願いします。

(藤原課長) 承知しました。

(牧里会長) 他にどうでしょうか。事務局からそれぞれの職場に帰ったらよく説明してくれと言われていますが、説明できますか。難しいですよ。皆さん説明しなくちゃいけないのですよ。役所の人が小地域のところまで来て説明してくれるのかなということです。皆さん職場で説明するにもよくわからないことがあると思います。役所の人がすぐきてくれるのならいいですが、職員が地域に出向く体制を作りますから皆さんお願いします、ならわかるけど、それを言わないでよろしくお願いしますじゃすまないと思っております。

(藤原課長) その疑問にお答えします。実は小地域ブロック連絡会、こちらのほうにも、各高齢者担当の部局や、地域福祉課も含めて、職員が時間の関係もありますけど、出向いて皆さんと一緒に話させていただいています。

(牧里会長) 例えば地域担当制とかね、そういう風にすると職員も出やすいと思う。今のままならなかなか出にくいと思う。地域にどんどん出て行ってもらおうと、今までの芦屋市とちょっと違う、職員もだいぶやる気を出している、となると市民も協力するはず。職員が地域の人といっしょに悩む、という体制になると市民も一生懸命やってくれるはず。そういう体制づくりを組織としてきちっと庁内で話しあえる。なかなか大変ですよ。できればそういう体制作りを心がけていただきたいと思います。

(藤原課長) 当日資料の②というのをご覧いただきたいと思います。横長のイメージ図の構成員と団体等のところを見ていただきたいと思います。それぞれに行政関係者という形で関わることになっていきますので、行政も本気になっているということをおわかっていただけたらと思うところですが。

(牧里会長) そういう説明がないとわかりにくい。文言だけではやる気がみえない。他に何かありませんか。好きに思いついたことを言っていただいて、それが行政に反映するかどうかはわかりませんがいろいろとアイデアを出して。そういう場だと思って、つまらない意見だからと思わず言ってください。

要綱のほうに戻っていただきますが、教育委員会がないということと、教育委員会についてはどうしますか。

(藤原課長) 法制担当と相談させていただきます。

(牧里会長) では宿題ということで。

(藤井委員) 当日資料の②、構成員と団体の中で「市関係課」、それと「行政関係課」とありますが、整理して説明していただけますか。

(藤原課長) それについては、この表を作るときに悩んだところです。それぞれの要綱をクリップ留めさせていただいていますが、その中に「地域包括支援センター運営協議会」や「地域密着型サービス運営委員会」、「地域自立支援協議会」、「要保護児童対策協議会」の要綱があるのですが、資料②の構成員は要綱のところの関係者を取ったという状況です。ただし要保護児童の部分については、とても数が多いということもあり、まとめた部分もあります。それぞれの要綱をもとに構成員を明記させていただいたという状況です。

(藤井委員) 明確にすることにより中途半端にならなくてよくなると思う。はっきりしたほうがいい。

(牧里会長) ここでいう「市関係者」は誰やとかね、「行政関係者」は誰をさしてるとかね。そのどこが違うかとか。解説書が別に要る。

(藤原課長) 先ほどの4つの会については、それぞれの要綱を元に作成しましたので、あるものは「市関係課」であったり、「行政関係課」であったりするわけで、その辺が大変困った部分です。その辺について別添で説明を追加できるようでしたら、考えてみます。

(牧里会長) 他の資料についてもわかりにくい点はありませんか？

(堺委員) 私は「地域自立支援協議会」に出させていただいているのですが資料の①と③-1をみくらべると、縦型の資料の方では推進協議会と点線で結ばれているんですが、点線の意味がわかりにくい。今までの経緯からいくと高齢者のところからきているというのは理解できるのですが、障がい者から見ると、この点線は実線にした方が説明しやすいのではないかと。

(藤原課長) 縦型のこの図の地域自立支援協議会を実線でつなげたいという構想はあったのですが、その上の「(仮称)芦屋市地域福祉協議会」がまだできていなかったため、点線で囲っております。その関係でその下の部分も点線なんです。

(牧里会長) 実線になっていく。

(藤原課長) はい、実線になっています。

(牧里会長) あと気になるのが、横型の図に「対策」という言葉が出ていますが、今は「支援」という言葉が使われているので、これはよろしくないように思う。障がい者対策とあると災害対策と同じレベルかということになるので。それぞれの人を支援するという気持ちで。

(藤原課長) イメージ図ですから変更可能です。「対策」から「支援」が良いようなら変えていきます。

(梶田委員) 要綱に委員は20人以内となっていますが、既に現在20人いますよね。もう少し余裕をもってないと今後困るのでは、あと5人くらい人数を増やしてもいいのではと思いました。

(牧里会長) どうですか。

(事務局) 附属機関の設置指針というのがございまして、その中で最大20名の委員となっております。本当はたくさんの団体に委員になっていただきたいところなのですが、20人とさせていただきます。

(牧里会長) さっきおっしゃっていましたが、第6条の第4項で「会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。」というのを拡大解釈して特別委員を置くというのは、何回も選出してきていただいたら25名くらいにはなる。ちょっとそれを書き加えていただければ良いかと思います。そこらへんはお任せします。

(長田委員) 資料の③-2ですが、横長の分ですが、その中の「保健福祉部内調整会議」について説明していただきたいのですが。

(藤原課長) 資料の裏面にメンバーの一覧がありますが、保健福祉部の全ての部・課長により構成される会議です。課題の共有とか合意形成をするという部分と別に、すでに合意はできていますが、実態としてはまだ動いていないのですが、部内を横断する形で、関係課の担当で個別のケースの情報共有するような、担当者と上に立つ部課長とが情報を共有していくという二層構えの体制で進めていければと思っています。

(長田委員) 昨日、地域包括の運営協議会で行政の横のつながりの強化という話がでていた。そういうところと、どのように連動してくるのかなと思っています。二層構えですね。

(藤原課長) はい、二層構えでできればと考えています。

(牧里会長) 言葉を変えると、実レベルの横のつながりと、部課長レベルの二層体制でいきますということですね。

(藤原課長) はい、そのとおりです。

(牧里会長) これでご質問などなければ、出席していただいた感想やご意見をお一人ずつお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

(仁木委員) 二点ほど。「やる気をみてください」というなら、やっぱり逃げ道をもってはいけない。あくまでも地域発信型というのなら逃げていたのではいけません。絶対逃げないのだという体制を作らないといけない。僕は要保護のケースワーカーなのですが、要保護の方は市民から要望があればすぐ動かないといけない、発信した人が発信しただけでは、困るのです。発信した人もいっしょに動いてくれないと困るので、この協議会を設置しただけでもだめで、それが難しいところなんです。その姿勢を示していかないと、協議会をいくら作っても意味がない。それが一点、それから先ほどご説明のあった庁内の横断会議ですが、僕らもこども課の方の会に出席させていただいていますが、その会で言わせてもらったのは、市の職員全員連れて来いと、担当者全員連れて来いと、それで答弁させると、つまりこども課の課長が言うには「うちの課は庁内を横断している課だからどの課とも交渉します」

とおっしゃいました。この問題は芦屋市市民の福祉の総合ですので、いろんな課が担当していると思うので福祉の中で調整してもわからないことはいっぱいあると思います。だから福祉以外の課とも調整しないと問題が歪んでしまう。その辺も考慮してほしい。

(牧里会長) 本当にやる気があれば職員の人全員で考えないとだめですよということですね。今回の取組みは、それが重要なポイントですから、行政も市民に協力してくださいといわないといけない。保健福祉部内調整会議については、それだけでは解決できない問題もあるので、庁内全体で調整していかななくてはならないということですね。

(多田羅委員) 協議会にたくさんでて、どれがなんだかわかりにくいのですが、この協議会は大変意義があると思うのです。市民が安心して暮らしたいということですが、資料の中に使われている保健、医療位はわかるが、「人間福祉」とか「社会福祉」となるとどう違うのかわかりにくい。時間がたつと忘れてしまいそうな言葉で、言葉が複雑になりすぎて。それに福祉の中でも高年福祉とかこども福祉とかいろいろ分ける意味がわからない。組織図などもっと簡単にしていればもっと説明つきやすいし理解しやすい。理解したうえでの行動だと思う。私だけでなくほかの方も同じ意見をもっておられる方がいらっしゃるのではないかと思うのですが。

(牧里会長) なぜこんなに、いろいろあるのか。やるべきことを丁寧に分け過ぎて、わからなくするようにわざとしているのではないかと。社会事業と書いたり、慈善事業とかいろんな事を書いたり、何がなんだかわからないじゃないかと、市民の皆さんをかえって混乱させているのではないかと。色々これからも援助する側、行政の枠を事業する側の言葉が、それを暮らしている人から見ると、なぜ福祉といいながら分かれているのか。それをもう一度考え直すことが今回の新しい取り組みになっている。市民の言葉で厳しい意見をいただきましたが、丁寧に市民の言葉で解説してほしいということですね。それは、これからの作業になりますので、末永く見守っていただければということですね。

(上月委員) こどもを取り巻く問題が日々起きています。こども課など行政や警察、民生委員さん自治会さんなどさまざまなことで助けていただいています。

このような会議でも積極的に意見を言いながら、参加していくことが大切だと思っています。行政等から学校教育を見たときに、このような協力は欲しい、こういう協力はお互いにできるということがあります。また、学校現場では、保護者の問題、芦屋のこどもたちのためということを中心に考えてどう互いに協力できるのかということがあります。そこは、互いにすり合わせて考え、積極的に参加していきたいと思っています。また、1つの考えですが、下部組織で決まったことなどを報告してもらい、それに対して意見を言う形であればはっきりするのではないかと思います。

議論していく会なのか、協議していく会なのか、協働していく会なのか、会の目的をはっきりさせていく必要があるのではないかと感じているところです。

(牧里会長) 最初のところは、所信表明として元気をもらえる発言でした。後半については、この協議会の位置づけについて明確にしたほうが良いという意見ですが、個人的には、この会は協議していく会と考えています。自主的に意見が言える会として、いろいろな関係者にかかわってもらい、いろいろな意見を自由に言っていただき、政策決定いただく場合は、決定していく会にしていけばよいですし、それも含めて皆さんで考えていってもよいのではないかと思います。委員以外の方にもかかわってもらえればよいのではないのでしょうか。ずらりと傍聴がいるほうがやる気がでてきませんか。さまざまな立場のかたにかかわっていただくことがこの協議会の目的でもあると思います。

(梶田委員) 市関係では部長クラスの方が委員となっている。言いたいことも言えないのではないかとすれば、私のような課長クラスが出席すれば差し障りなく発言できる。

## 7 ネットワークの充実に向けて ・安心生活創造事業の実施

(委員長) もう、一点協議したい事項がございます。  
次第7の安心生活創造事業についてみなさまからご意見をいただきたいと思います。  
まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局から説明

(牧里会長) 質問はございますか。わかりにくいこととは思いますが。

(堺委員) 前政権が残した呼び水事業のようなもので、あとは市がフォローできるかということになります。今、社協の方は非常に頑張って、こういうプランニングをしていただいて結構なことなんですけど、何しろ資源が1人だけでやると、三谷さんは社協の職員としてバックアップをやっていただけということですが、実際には1人なんですね。したがって、1人で何ができるか、ということになると、ここにいらっしゃるみなさんのご協力がないとできないということになるのですが、あまり欲ばらないことですね。芦屋でも1年間で18人とか19人の自殺者がいらっしゃいます。優先順位によると芦屋市も世の中の例によって、困っている方がいらっしゃるわけで、上滑りにならないような事業で、最後、呼び水につながるような事業を社協が担ったらどうかと思う。説明が縷々ありましたが、実際はここまでやれるんかなと思います。

(牧里会長) 今、自殺者の話も出てきましたね。認知症の方、障がいあるいは在日の外国人の人たち、行政とか福祉関係者が一生懸命やっているんだけど、見えないというか、なかなかはっきりしない。こういうことがどんどん起きている。いろいろ原因があります。時間もかかり、なかなか解決しない。そういう現象が起きていることについては、みなさんご承知だと思います。制度とか施策、またみなさんのとりくみから漏れてしまう。行政の世話になりたくないとか、他人に迷惑をかけたくないとか。昔は高齢者でした。今は高齢者以外が増えてきている。そういう方々はけっこう問題を抱えている。自殺したり、あるいは事件を起こしてしまったり。これに対して何でこうなったのか。今まで福祉に関わってきた人たちが、全部行政任せ、専門家任せになってきた。行政と専門家が行っている分についてはできるが、そこで見つけられない場合は全然わからない。ということなんです。じゃあどう考えたらいいのか。普通に暮らしている人たちが、ちょっと気づいたことについて、専門職や行政に繋げるようなしくみにしたらどうか。これは、今まで地域の人とか民生委員さんが中心になってやってきた。その地域がだんだん見えにくくなってきた。みんなよく引越すし、誰が住んでいるかわからない。しかも、プライバシーでなかなか入れない。そういうところで問題が起きてくる。社会そのものが変わろうとしている。簡単にいえば、日本はみんなが働くようになった。地域にいる人は多少裕福な方。地域に人はいない。商店街も跡継ぎがないから、どんどんシャッターが下りている。そこの息子さんはどうしているかという、どこかに働きに出ている。これだけ総働き社会になっているのに、働く世帯は暮らしや福祉のことをあまり考えてはくれない。そういう時代になってきている。そうすると働きながら福祉マインドを持っている人を見つけようと。例えば銀行の窓口のお姉さん。認知症かと思われるおばあちゃんが窓口でうろろうろしている。たぶんあれは認知症かもしれないけど、私は銀行の窓口だからそんな福祉のことはしてはいけない。黙っときましょうと。プライバシーもあるし。変になんか言って「あなたのところにはお金を預けない」と言われたら困るし。さっきの消防隊のこともそうです。私は福祉のことはいわなくていいと。みな、そうなっています。商店街でもそうですね。今はほとんどスーパーで、レジで並びますよね。そのレジの係りの人が、お客さんに話しかけたら、後ろか



ら「早くしろ」と言われる。このように私たちが関係を切ってきている。上手な人は切れても上手にやるんです。不器用な人もいます。繋げない。椅子とりゲーム、一人だけ座れない。いつも座れない同じ人。真面目なのかどうか、世の中とはそういうものなのです。これも問題解決は椅子をひとつ置けば座れるわけです。もちろんゲームにはなりませんけど。つまりみんなが関われることをしようと、そのために福祉は行政や民生委員さんや福祉関係者や私たちの独占物ではないよと。みんなが関われるやり方を考えようと。というのがこのとりくみだと。こういうことをすればみんながやるのだから、新たなお金がいるという、もちろん何らかの事業の経費はありますけど、自分たちで解決できることは解決しようと。ポイントはもうひとつある。専門的な高度な援助が必要なものは、行政や専門家が対策を行う。権利擁護事業とか。こういうことはしっかりやらないといけない。自殺なんかも、なかなか素人では関われないけど、何かおかしいなという発見は地域の人が一番早くできる。職場や銀行や商店街の窓口の人がおかしいと思うことができる。そういうつながりを専門的なサービスと日常生活での支援とうまく組み合わせることができれば、そういうモデルを50市町村が作ってくださいと、こういう話なんです。ある意味でプライバシーを破る支援の仕方の実験だと思います。社会実験。たぶん具体的に支援があるとなれば、私はこんな風に困っていますというプライバシーをいうと思うんですね。そういう体制をつくらないとこの事業はなりたたないと思います。あと2年間でもどこまでできるということはありますけど。きっかけはちゃんと作る。前政権のおみやげです。また、民主党政権で作ってもらわないといけない。少し長くなりました。

それでは、事務局から何か連絡することとかありませんか。

(事務局 藤原)

本日はいろいろなご意見をいただき、ありがとうございました。早速、できるところからはじめていきたいと思えます。ほんとに協力しますよと言ってもらえるような協議会にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

次回のことですが、日時を決めてこの場でお諮りしたいと思えていたのですが、準備が間に合いませんので、また日程調整させていただきたいと存じます。だいたいの予定としては、6月の下旬から7月の中旬までに開けたらと思っております。ぜひ次回もご出席いただきますようよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。